

J R 東海労働組合関西地「申」第29号
2020年5月8日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 松寄 道洋殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 畑野 浩孝

「必要要員数及び新型コロナウイルス感染防止対策」についての申し入れ

現在、大阪仕業検査車両所で、夜勤勤務と徹夜勤務予定者の勤務変更が行われている。

4月24日から夜勤者の勤務変更が行われ、5月の勤務予定表でテ4とJの勤務を指定された社員に対して、管理者が個別に勤務変更を行っている。

また、4月までの勤務予定表に存在したヤ7、ヤ8、ヤ9、ヤ10の勤務が5月の勤務予定表には存在していない。

これは新型コロナウイルス感染拡大の影響で、新幹線の運行本数が減少したことを理由にした要員配置と思われるが、労働組合や社員に対して、一切説明が行われていない。

また、夜勤の申告担当を勤務変更された社員が日勤勤務となり、申告担当ではない別の業務を指示され出勤している。

新型コロナウイルス感染拡大の収束が見通せないため、「緊急事態宣言」の期間が延長された。本来なら「新型コロナウイルス感染防止対策」として自宅勤務させるべきである。しかし、この度の新型コロナウイルス感染拡大を理由に杜撰な要員配置を行うなど、絶対にあってはならない。

よって、大阪仕業検査車両所の必要要員数と、仕業・申告本数に対する要員数、また「新型コロナウイルス感染防止対策」に対する会社の考え方を明らかにするため下記の通り申し入れるので、団体交渉の場を設定すること。

記

1. 4月24日から夜勤者の勤務変更が行われていることや、5月の勤務予定表にはヤ7、ヤ8、ヤ9、ヤ10の勤務指定がなされていないこと。また、テ4とJ勤務予定者の勤務変更について、労働組合や社員に対して説明すること。

2. 4月24日から夜勤者の勤務変更が行われ、5月の勤務予定表にはヤ7、ヤ8、ヤ9、ヤ10の勤務指定がなされていないことについて、どのような申告本数で要員が決められているのか算出方法を明らかにすること。
3. 夜勤の申告担当を勤務変更した社員に、別の担当を指示した理由を明らかにすること。
4. 日勤勤務に勤務変更された社員は、どのような勤務をしていたのか明らかにすること。また、その業務は不要不急に当たるのかどうか明らかにすること。
5. 今、内勤・技術等の社員が交代で自宅勤務をしているが、日勤勤務に勤務変更された社員がこれらの業務の手伝いをさせる等、見せかけの「新型コロナウイルス感染防止対策」になっていないか明らかにすること。
6. 社員の安全と将来に向けて安全な車両を提供していくためにも、「新型コロナウイルス感染防止対策」として、可能な限り自宅勤務を行うこと。

以上